

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業 要求水準書の修正点

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	令和8年7月30日公表	令和8年9月2日公表
								修正前	修正後
1	要求水準書	9	1	(13)	ア	(ア)	市道千田木之本2号線	宇根本団地事業用地中央部の市道千田木之本2号線の市道田部廣瀬線との交点から新赤川橋までの間については、隣接する民地との境界部分を除き、当該事業用地側(西側)への片側セットバックにより、道路幅員を9.5m確保(拡幅)すること(道路用地とする)。	宇根本団地事業用地中央部の市道千田木之本2号線の市道田部廣瀬線との交点から新赤川橋までの間については、隣接する民地との境界部分を除き、当該事業用地側への片側および両側セットバックにより、道路幅員を9.5m確保(拡幅)・ <u>一部整備</u> すること(道路用地とする)。
2	要求水準書	9	1	(13)	ア	(イ)	市道宇根本住宅1号線 市道宇根本住宅2号線	宇根本団地建替住宅用地北側の市道宇根本住宅2号線及び東側の市道宇根本住宅1号線については、当該事業用地側への片側セットバックにより、道路幅員を6m確保(拡幅)すること(道路用地とする)。また、当該道路については、隅切り等市道としての要件を満たすよう整備すること。	宇根本団地建替住宅用地北側の市道宇根本住宅2号線及び東側の市道宇根本住宅1号線については、当該事業用地側への片側セットバックにより、道路幅員を6m確保(拡幅)・ <u>整備</u> すること(道路用地とする)。また、当該道路については、隅切り等市道としての要件を満たすよう整備すること。
3	要求水準書	9	1	(13)	ア	(ウ)	市道宇根本住宅17号線	余剰地予定地南側(宇根本団地事業用地北西)の市道宇根本住宅17号線については、余剰地予定地側(北側)への片側セットバックにより、道路幅員を6m確保(拡幅)すること(道路用地とする)。	余剰地予定地南側(宇根本団地事業用地北西)の市道宇根本住宅17号線については、余剰地予定地側(北側)への片側セットバックにより、道路幅員を6m確保(拡幅)・ <u>整備</u> すること(道路用地とする)。
4	要求水準書	9	1	(13)	ア	(エ)	市道拡幅に伴う セットバック範囲・位置	市道の拡幅を行う場合は、市道として必要な整備(区画線・道路側溝等)を行うこと。	市道の拡幅を行う場合は、市道として必要な整備(区画線・道路側溝等)を行うこと。 <u>市道拡幅に伴うセットバック範囲・位置については、資料4「事業概要図」を参照すること。</u>
5	要求水準書		資料4				市道宇根本住宅16号線	-	現況及びSTEP1～5に「市道宇根本住宅16号線」の記載を追加
6	要求水準書		資料4				市道宇根本住宅17号線	-	計画イメージ及びSTEP6に「市道宇根本住宅17号線」の道路拡幅範囲(事業内実施)(水色)の記載を追加
7	要求水準書		資料4				市道宇根本住宅18号線 (延伸部分)	-	計画イメージ及びSTEP6に「市道宇根本住宅18号線」延伸部分の道路拡幅範囲(事業内実施)(水色)の記載及び欄外への注釈を追加
8	要求水準書		資料4				市道宇根本住宅21号線	市道宇根本住宅21号線	市道宇根本住宅21号線(用途廃止予定) (計画イメージ並びにSTEP5及び6)
9	要求水準書		資料6-1				既存住宅等関連図書 (既存住宅位置図)	「O1」住宅：入居(白色)	「O1」住宅：空き家(灰色)